

広島県公安委員会告示53号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年7月13日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊 技 機 の 種 類		型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者 名 (住所)
6103 06	告示の日 (令和8年 7月13日) から3年間	ぱちん こ遊技 機		e t a k t o p . D e s t i n y H 6	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏 明 (愛知県名古屋市中村 区烏森町三丁目56番 地)	左同
6304 14	同上	回胴式 遊技機		L魔法少女に あこがれてN P	同上	左同
6105 00	同上	ぱちん こ遊技 機		P遊m o r e B O Xはねも のエガちゃん B X 1	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光 容 (愛知県名古屋市中村 区長戸井町三丁目12番 地)	左同